

令和 5 年度 第 1 回 社会福祉施設・法人選考専門分科会議事要旨

- ・日時：令和 5 年 12 月 15 日（金）14:00～15:15
- ・場所：福祉局船場分室研修室
- ・出席者 平田委員、大崎委員、大仲委員、岡田委員、前川委員、三田委員、吉村委員（いずれも会場出席）

1 議事について

【議案 1】既設法人による児童養護施設分園の建替

法人名：社会福祉法人 聖家族の家
施設名：児童養護施設「聖家族の家」分園「育みの家」
所在地：大阪市東住吉区山坂 4 丁目

【議案 2】既設法人による乳児院の建替計画の大幅変更

法人名：社会福祉法人 聖家族の家
施設名：乳児院「聖母託児園」
所在地：大阪市東住吉区南田辺 4 丁目

※議案 1 及び 2 について同一法人の議案であることから一括して審議

・質疑

〈委員からの主な質問等・法人からの回答〉

- 1 平成 30 年度の監査結果において、手続面の問題を問われているが、何が問題であったという認識か。
→前任者が社会福祉法人制度改革の手続きをよく理解していなかったと思う。
監査以降は、理事会や評議員会をはじめとした手続をよく理解して進めているという認識である。
- 2 新たに理事に就任いただく際は、72 歳未満とする旨は、いつ定められたのか。
→令和 4 年 9 月の理事会で理事長が提案し、議論を行い議事録にも記載されており、内規として定めている。
- 3 老舗の社会福祉法人なのでそれなりの安心感はあるが、時間の経過とともに組織運営を時代にあったものに変えていくことが必要である。
- 4 2 つの施設の建替を同時並行で進めていくことになるが、その資金繰りは心配ないと考えている。しかしながら、昭和 20 年代の建物をそのまま使っているものが多くあるように思う。この先さらにこうした建物の建替を進めていく計画はあるのか。

→育みの家はかなり老朽化しているが、耐震基準は満たしており、その他の施設についても基準を満たしている。

5 近々に大きな建替を行う予定はないということか。

→（こども家庭課回答）大阪市では、こどもたちの住む環境を小規模化していくことを目指している。それを令和 11 年度末までに行ってもらうよう依頼している。聖家族の家では、小規模化が完了していないため、改修や建替は今後とも必要になってくる。

6 乳児院の建替計画の変更については、資材や人件費の高騰により自己資金を約 4 億円と福祉医療機構の融資約 2 億円を使うことになるが、それでやっていけると思っているのか。

→それを含めて計画しているので、何とかやっていけると考えている。

7 聖家族の家のみならず、社会福祉全体で人材不足が課題になっているが、人材確保の状況を教えていただきたい。特に、人材確保の確保における工夫についても教えていただきたい。

→平成 18 年に職員募集したときには、10 名の採用枠に対し、80 数名が志望してきたが、近年は志望者が激減している。工夫としては、インディードやマイナビを先行して取り入れ、最初はうまくいっていたが、多くのところが使うようになり、最近はどうでもない。もう一つは、志望者に対して丁寧な対応を行っている。これまでは期日を決めて説明会をしてきたが、1 人でも施設見学や採用試験を行い、何とか人材確保に努めている。また、早期にやめる職員が出たことも事実であるが、現場の職員の努力もあって何とかやれている状況である。

8 聖家族の家で働く売り、何か特徴的なものがあれば答えてほしい。

→説明会の時には、休みもまとめてとれるし、海外旅行にも行ける。苦勞も多いが比較的長く勤めている職員が多いことも売りだと思う。理念についての勉強を新採用時からやっていることが他法人とは異なる点だと思う。それが昭和 55 年に国が認める前から分園を出したことにもつながっている。また住込みで働いてくれている職員もあり、こどもたちのためにいいことをしたいという職員が集まっているので、聖家族の家を目指してくれる人もいます。

9 建替計画変更後の図面について、地域交流ホールが外部からいろんな方が来られるスペースになると思うが、まず、子育てサロンの頻度を教えていただきたい。エントランスホールにあるトイレの向きが誰でも入れる構造だと思う

と、居室との行き来があるのはいかがなものか。

→エントランスホールはオートロックで事務室の前も通るので、一般の方がいつでも入れる構造ではない。トイレ2については事務所職員も使う。催事で来られる方については、その障がい者用トイレとトイレ1を使ってもらうことになる。

→子育てサロンについては、今はスペースもないのでこれからやっていく予定である。地域との交流は現在でもあるのでニードは高いと考えている。地域に対する貢献については、今はあまりできていないがこれからやっていきたいと考えている。

10 地域貢献について、具体的に話が始まっているものはないか。

→具体的には、これからである。地域交流については、いろんなモデルが各施設で行われているので、それらを参考にしたい。

〈意見交換〉

- ・役員等が高齢なのが気になる。理事は若干若い、評議員はかなり高齢の方もいる。古い法人なので長く継続されてきてこうなっていると思うが、法人全体としては、役員等の年齢構成を考えてもらいたい。
- ・新しい人は入ってきているが、古い人にやめてもらうのが難しいのであろう。
- ・しかしながら、高齢の役員等にはやめてもらうようにもっていく必要がある。そうでないと法人の考え方が新しくなっていない。
- ・ガバナンスの観点からは、法改正についていけないところはある。
- ・資金繰りについて、今回の議案1・2については、約2億円の借入があるので、大丈夫だと思うが、新しい動きに対応していけるような体制の構築が急がれると思う。
- ・72歳以上では新たに役員になれないとの内規をお持ちということなので、問題意識は持っておられると思うが、役員等を減らすのは難しいのだと思う。
- ・一概に年齢だけで判断できるものではないと思うが、法人の自主性をもってやっていただくしかない。
- ・理事会や評議員会の出席状況については確認しているのか。

- ・指導監査において、理事会・評議員会の出席状況は確認しており、欠席が続く役員等に対しては、辞任も含めて検討いただくよう指導している。

- ・これからも出席状況については確認し指導していく。

【議案 1】

・結果 適格

【議案 2】

・結果 適格

【議案 3】 大阪市社会福祉審議会社会福祉施設・法人選考専門分科会運営基準の改正

- ・質疑

〈委員からの主な質問等・事務局からの回答〉

1 社会福祉連携推進認定の取消しについては、一つでも該当すれば取消しになるということか。

→そうである。

2 社会福祉連携推進法人の認定については、分科会に諮り、設立後の変更手続は分科会に諮らないというのはわかりにくい。また、ただし書きがわかりにくく、審査基準ごとに項建てを分ける等を規定することが必要ではないか。

→新規の施設整備など重要な事項はお諮りしているが、軽微な定款の変更手続は事務局でさせてもらっている。

3 社会福祉連携推進法人の手続でも、例えばその業務として貸付を加える変更が行われた場合のチェックはどこがするのか。

→法人監理である。決定したことは公表することになる。

4 貸付業務は業務として挙げられているが、実際には難しいと思われる。

5 この分科会に諮られるのは、連携推進法人の本部が大阪市に置かれる法人ということでしょうか。

→市内に連携推進法人の本部を置く場合に、お諮りすることを想定している。府下に本部がある場合は、市内に社会福祉法人本部や施設があっても対象外である。

6 今のところ件数はあるのか。

→0 件である。相談はあるが具体的になってきたものはまだない。連携推進法人という形をとらなくても、法人間で協定等により物品調達や人材確保など共同実施等が既に行われている。貸付までやるかどうかはなかなかない状況ではないか。地域の小規模法人がまとまってくれたらよい取り組みになる。

→ただし書きがわかりにくいとのことなので原案を一部修正する。

・結果 承認